

★第27条 禁止事項と罰則

「指導」…軽微な違反を犯した試合者に与えられる。

- (1) 試合において、勝負を決しようとしないうちに、故意に取り組まないこと。(通常5秒を超えて)
※自分の襟などを手で押さえたり、広げたりして相手に握らせない場合は、「故意に取り組ませない」として「指導」を与える。
 - (2) 立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること(通常5秒を超えて)
 - (3) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意志のない攻撃を行うこと。(偽装攻撃)
 - (4) 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続けること(通常5秒を超えて)、及び捻り絞って握ること。
 - (5) 立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わせず姿勢を続けること(通常5秒を超えて)
 - (6) 故意に、自分の柔道衣を乱すこと、及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりすること。
 - (7) 第16条(※寝技への移行)によらず、相手を寝技に引き込むこと。
 - (8) 相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れること。
 - (9) 立ち姿勢において、攻撃をしないで、「標準的」な組み方以外の組み方をすること(3~5秒)
- ※「標準的な組み方」以外を連続して行った場合、反則を適用する時間を最初は3~5秒、次は3秒、その次は即というように短くしていく。
- (10) 立ち姿勢において、組む前にでも組んだ後にも、何の攻撃動作も取らないこと。(付則「積極的戦意の欠如」)
※積極的戦意の欠如は、約25秒間、一方又は双方の試合者に攻撃の動作が見られないときに与えられるものである。
攻撃の動作がなくても、純粋に試合者が攻撃のための機会をうかがっていると主審が判断する場合には、積極的戦意の欠如は与えられるべきではない。
 - (11) 親指と四指の間で相手の袖口を握ること。
 - (12) 相手の袖口を折り返して握ること。
 - (13) 立ち姿勢から、同時に投げ技を施すことなく、相手の足(両足)、脚(両足)、あるいは下穿の脚部(両脚部)を片手又は両手でとること。※ルール改正に伴い、反則負けとなる。
 - (14) 帯の端や上衣の裾を、相手の身体の中の部分にでも巻きつけること。
 - (15) 柔道衣を口にくわえること(自分のものでも相手のものでも)。
 - (16) 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
 - (17) 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけること。
 - (18) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞技を施すこと。
 - (19) 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。
※双方が組み合っていない場合に片方が不用意に場外に出た場合
 - (20) 相手の胴(胴紋)、頸、頭を脚ではさんで絞めること(両足を交差し、両脚を伸ばして)。
 - (21) 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足で蹴ること。また技をかけることなく、相手の脚や足を蹴ること。
 - (22) 相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。
- ◆髪のはきは1回だけ許させる。2回目は「指導」とする。
◆首抜きは抜いた後に攻撃すれば良い。但し、首を抜いた後、極端な防御姿勢のときは「指導」。首を抜いた後の姿勢が良いが攻撃をしないときは、2回目に「指導」が適用される。

「反則負け」…重大な違反を犯した試合者(もしくは「指導」を3回与えられている試合者がさらに軽微な違反を犯したとき)に与えられる。

- (24) 河津掛を試みること。
 - (25) 肘関節以外の関節をとること
 - (26) 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。
 - (27) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈ること。
 - (28) 主審の指示に従わないこと。
 - (29) 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。なお、「それまで」の後にも適用される。
 - (30) 特に首や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をすること。
 - (31) 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。(含、内股など技を掛けるときに、片手で相手の襟を握り、腋固めのようにうつ伏せに倒れること。)
 - (32) 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突っ込むこと。また、立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
 - (33) 試合者の一方が、後からからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。
 - (34) 硬い物質又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。
- ◆握りを強化するために手に粘着スプレー等をつけたり、足にゴム製の当て具や伸縮性バンテージなどをつけたりすることは公正さを欠くことになるので「柔道精神に反すること」として「反則負け」とする。
◆寝技において、相手の背中に膝で過大な圧力をかけたときには、「柔道精神に反するような動作」として「反則負け」とする。
◆片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で帯より下へ直接の攻撃・防御は禁止とし、1回で「反則負け」となる。

★反則となる場合

- ① 両手刈・朽木倒・掬投・肩車等の技をかける場合、片手で襟を持っていても持っていないでも直接脚を取り攻撃すること。
触れた程度は反則ではない。
 - ② 相手が攻撃に出ようとしている状態のとき、手や腕を直接相手の脚にあてがって防御すること。
 - ③ 「小内巻き込み」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ④ 「大内刈」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑤ 俗称「谷落とし」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑥ 「一本背負投」を掛ける場合、背負うと同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑦ 相手が「内股」を掛けてきたのを待ち構えて体の接触なしに「掬投」にいくために相手の脚を抱えること。
- ※3名の審判員が100%明確に判断した場合のみ「反則負け」とし、不安定で100%でない場合は「反則負け」とはしない。

★反則とならない場合

- イ. 「返し技の場合」
- ① 相手の攻撃を一度体で受け止め、その後、脚を取って返し技を施すこと。
 - ② 相手の「内股」を一度体で受け、その後、脚を取って「掬投」や「大内刈」に返すこと。
 - ③ 相手の「支え釣込足」を一度体で受け、その後、脚を取って「朽木倒」や「大内刈」に返すこと
- ※返し技であっても脚を取るタイミングが同時か早いと判断された場合は反則となるので、意識して時差をつけることが大切。

ロ. 「連絡技の場合」最初の技で本気で投げようとしているかが大切。

- ① 一度「背負投」を掛けた後に時間差があつて「肩車」に入るため脚を取ること。
 - ② 一度「小内刈」を掛けた後に時間差があつて「朽木倒」に入るため脚を取ること。
- ※「背負投」と「肩車」、「小内刈」と「朽木倒」について、時間差がなく同時に脚を取ったと判断された場合は反則となるので、タイミングをずらすことが必要。
※フェイント的な見せかけの技だけで脚を取ると反則となる。

ハ. 「例外として許させる場合」

- ① 相手が、標準的でない組み方のうち、肩越しに逆側の背部を掴んだ場合は、脚を取るとは許させる。